

(審査案件第101号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県教育委員会が行った別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書に係る一部公開決定は、別表2の「公開すべき部分」欄に記載の部分は公開すべきであるが、その他の部分を非公開としたことは妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 平成29年(2017年)8月15日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「長野県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成29年10月13日、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表1「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、別表1「非公開とした部分」欄に記載の部分(以下「本件非公開部分」という。)を、条例第7条第2号又は第6号に該当することを理由として非公開とする公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 平成29年12月4日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件非公開部分のうち児童生徒及び保護者の氏名等を除く部分の公開を求め、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定は、関連裁判例等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。
- 2 条例第7条第2号該当性について
  - (1) 学校において行われた体罰は、加害教員の職務遂行情報である。公務員の職務遂行情報については、当該公務員の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は公開しなければならない。したがって、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、校長名等の非公開は認められない。
  - (2) 加害教員の氏名などを公開すると被害児童生徒が特定されるという点について、個人特定のための「他の情報」については、学校関係者等「特定人基準」をとるのではなく、原則として「一般人基準」をとるべきである。一般的に言えば、学校名、教員名からだけでは被害児童生徒を特定できないことは明らかである。

生徒数が極端に少ない学校等の場合は、それに限り例外的な扱いをすればよい。非公開が認められるのは、児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみである。
  - (3) 条例第7条第2号本文後半で規定している「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、個人のカルテ、著作物等高度なセンシティブ情報に限って適用される。被害児童生徒や保護者の発言や動向であっても、それだけでは高度なセンシティブ情報に当たらないのであり、実際の記述内容に照らしてそうした例外的な事例（病歴等）があればそれに限って非公開とすれば足りる。
- 3 条例第7条第6号該当性について
  - (1) 顛末書について、人事権限を持つ教育委員会に提出が求められている文書をあえて拒むことは通常ありえない。顛末書の提出は実質上任意ではない。
  - (2) 顛末書等の部分公開を行っている教育委員会で同様の事態が続出して事務の適正な実施に支障が生じたり、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じているなどということはない。
  - (3) 顛末書等に個人の人格に関する情報が記載されているとしても、常識的に考えてそれらは分離不可能ではない。個人に関する情報が含まれているのであれば、その部分を除き部分公開すればよい。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第7条第2号該当性について

(1) 加害教員の権利利益を不当に害するおそれがあるからではなく、被害児童生徒を識別できる情報となるおそれがあるため、教員氏名や学校名を非公開とした。

(2) 教員氏名を公開することで、当該校の所在する地域においては、名簿がなくても保護者等には学校や部活動が特定される可能性が高く、被害者の特定につながるおそれが相当程度、具体的に存在する。

##### 2 条例第7条第6号該当性について

顛末書は加害教員の任意による提出であり、自主的に体罰の事実関係と反省の心情を表しているものである。顛末書確認の会や教員に対する事情聴取については、その記録が非公開であることを前提にしていることで、加害教員は事故の詳細をありのままに語る事ができている。

いずれも公開を前提とすると、顛末書の提出を拒んだり、事故の状況をありのままに語ることに消極的になることにつながり、事故の正確な把握が困難となる。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

## 2 本件公文書及び本件非公開部分について

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、平成24年度に発生した学校での体罰14事案（小学校1件、中学校6件、高等学校6件、養護学校1件）に係るものであり、次のアからウまでの文書のほか、別表1に記載のとおり事案ごとに個別に添付されているものもある。

ア 事故速報カード（市町村立学校の場合）、学校事故報告書（県立学校の場合）

校長が、非違行為の発生日時、非違行為を行った教員（以下「加害教員」という。）の氏名、非違行為の対象となった児童又は生徒（以下「被害児童生徒」という。）の氏名、事案の概要、学校のとった対応等について記載した文書である。

#### イ 顛末書

加害教員が、非違行為に至った経緯、反省の意、今後の決意等を自筆で記した文書である。

#### ウ 上申書（市町村立学校の場合）、意見書（県立学校の場合）

校長が、加害教員に関する評価、事案に対する校長としての意見等を記した文書である。

### (2) 本件非公開部分について

本件非公開部分は、次の①から⑤⑩までの情報である。なお、④⑨児童生徒の氏名及び⑤⑩保護者の氏名を非公開としたことに関して争いはない。

①加害教員の生年月日 ②加害教員の本籍地及び出身地 ③加害教員の私的活動に関する情報 ④加害教員の受診医療機関名 ⑤加害教員の病状 ⑥医師の氏名 ⑦外部指導者の氏名 ⑧被害児童生徒の生年月日 ⑨被害児童生徒の年齢 ⑩被害児童生徒の性別 ⑪被害児童生徒の傷害の程度 ⑫被害児童生徒の学年学級 ⑬被害児童生徒のイニシャル ⑭生徒の発言内容 ⑮個人のメールアドレス ⑯加害教員の氏名 ⑰加害教員の印影 ⑱加害教員の職員番号 ⑲学校名 ⑳学校の印影 ㉑学校の所属コード ㉒学校番号 ㉓学校の所在地 ㉔学校の電話番号 ㉕学校のFAX番号 ㉖学校の文書番号 ㉗文化祭の名称 ㉘加害教員の前任校 ㉙加害教員以外の教員氏名 ㉚校長の氏名 ㉛校長及び教頭の印影 ㉜加害教員の部活動に係る役職 ㉝部活動の部員数 ㉞学年学級 ㉟他の学校名 ㊱PTAの地区支部名 ㊲地域名、地名及び施設名 ㊳県の現地機関の名称 ㊴市町村名 ㊵市町村教育委員会の文書番号 ㊶市町村教育委員会の印影の一部 ㊷大会名 ㊸県及び市町村の教育委員会職員の氏名 ㊹他校の校長氏名 ㊺顛末書の記載内容 ㊻「顛末書確認の会」の聴取内容 ㊼事情聴取書のうち聴取内容（以下「事情聴取内容」という。） ㊽新規採用教員の勤務状況等調査報告書のうち評価内容（以下「新規採用教員評価」という。） ㊾児童生徒の氏名 ㊿保護者の氏名

### 3 条例第7条第2号該当性について

(1) 本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も非公開情報として規定している。これは、匿名の作文等個人の人格と密接に関係するようなものを公開することになれば、個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるからである。

なお、個人を識別できる情報であっても、当該個人が公務員である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合は、公務員としての職務活動を説明する責務が全うされるようにすべきとの観点から、同号ただし書ウにおいて、当該公務員の職氏名（当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分は、非公開情報から除いている。

(2) 審査請求人、本件実施機関双方の主張を踏まえ、本号の規定に沿って、本件非公開部分の同号該当性について順次判断する。

本件非公開部分のうち、加害教員の生年月日、本籍地及び出身地、私的活動に関する情報、受診医療機関名並びに病状（以下「加害教員個人情報」という。）並びに医師の氏名、外部指導者の氏名、被害児童生徒の生年月日、年齢、性別、傷害の程度、学年学級及びイニシャル、生徒の発言内容並びに個人のメールアドレス（以下「第三者個人情報」という。）は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、非公開とすべき情報であると認められる。加害教員は公務員であるが、加害教員個人情報は当該教員の職務の遂行に係る情報とは認められないため、同号ただし書ウには該当しない。よって、加害教員個人情報及び第三者個人情報（①～⑮）を非公開としたことは妥当である。

(3) 次に、加害教員の氏名、印影及び職員番号（以下「加害教員の氏名等」という。）の本号ただし書ウ該当性について検討する。

加害教員の氏名等は同号本文に規定する個人に関する情報であるが、審査請求人が主張するとおり、公務員が職務の遂行に伴い体罰を行ったことは、公務員の職務に係る情報であるから、職務遂行に係る加害教員の氏名等は同号ただし書ウに該当し公開すべき情報である。

一方、体罰を行った教員は懲戒処分等を受けることが想定されるところ、体罰を行ったことにより受けた懲戒処分等の内容は、加害教員にとって不名誉な情報であり、個人としての評価も下げおそれがある情報であることから、職務の遂

行に係る情報には当たらず、むしろ公務員としての身分取扱いに関する個人情報そのものというべきものであるため、その点についても検討を要する。

本件実施機関は、長野県教育委員会公式ホームページで直近3年分の懲戒処分一覧を公表している。本件実施機関によれば、当時ホームページに掲載した一覧についても求めがあれば、何人に対しても提供されるとのことである。この懲戒処分一覧には、懲戒処分対象者に係る校種、職位、年齢及び処分理由に係る事案概要等が具体的に記載されており、本件決定における公開部分の情報と照合することにより、懲戒処分一覧の個々の事案と本件公文書の対応関係が明らかになることが確認された。したがって、さらに加害教員の氏名等を公開すれば、加害教員それぞれの懲戒処分の状況を容易に特定することが可能であると認められる。

よって、当該教員が体罰を行ったという行為自体は、職務の遂行に係る情報である反面、懲戒処分の概要の公表を詳細に行っているという本件実施機関特有の事情を踏まえれば、加害教員の氏名等は個人情報として保護すべき身分取扱いに関する情報であることから、本件実施機関が主張する加害教員の氏名等の公開による被害児童生徒の識別性について検討するまでもなく、当該部分(16~18)を非公開としたことは妥当である。

(4) 次に、上記(3)の判断を踏まえ、他の情報と照合することにより、加害教員の氏名を識別することができる情報の有無について検討する。

本件非公開部分のうち、学校名、学校番号並びに学校の印影、所属コード、所在地、電話番号、FAX番号及び文書番号(以下「学校名等」という。)を公開すると、公共施設で一般に何人も閲覧できる学事関係職員録等により、当時当該校に在籍した教員の氏名、担当学年、担当教科等の情報が入手できることから、これらの情報と本件決定における公開部分の情報とを照合することにより、加害教員の氏名を識別することができるものと認められた。よって、学校名等は他の情報と照合することにより加害教員を識別することができる情報であり、当該部分(19~26)を非公開としたことは妥当である。

また、文化祭の名称並びに加害教員の前任校並びに加害教員以外の教員氏名、校長の氏名並びに校長及び教頭の印影についても、同様の理由により加害教員の氏名を識別することができる情報であり、当該部分(27~31)を非公開としたことは妥当である。

一方、本件非公開部分のうち、加害教員の部活動に係る役職、部活動の部員数、学年学級、他の学校名、PTAの地区支部名、地域名、地名及び施設名、県の現地機関の名称、市町村名、市町村教育委員会の文書番号、市町村教育委員会の印影の一部並びに大会名は、他の情報と照合することにより、加害教員を識別することができる情報とは認められないほか、被害児童生徒の識別性も認められない。よって、当該部分(32~42)は同号に該当せず、公開すべきである。

また、県及び市町村の教育委員会職員の氏名並びに他校の校長氏名については、当該職員等の職務の遂行に係る情報に該当するほか、加害教員や被害児童生徒の識別性も認められないため、当該部分（㉔及び㉕）は同号に該当せず、公開すべきである。

（５）次に、本件非公開部分のうち、顛末書の記載内容、「顛末書確認の会」の聴取内容及び事情聴取内容（以下「顛末書等」という。）並びに新規採用教員評価の本号該当性について検討する。

顛末書には、加害教員が体罰という非違行為を行った当時の心理状態、本人の反省状況や心情等個人の人格に密接に関係する内容が自筆で詳細に記載されている。「顛末書確認の会」の聴取内容及び事情聴取内容についても、顛末書と同様、加害教員本人が当時の状況や心情を吐露したものの記録であるといえ、これら個人の人格に密接に関係する情報が公開されれば、たとえ個人が識別されなくても、加害教員の権利利益を侵害するおそれがあることから、顛末書等は同号に該当する情報と認められる。

また、条例第８条では、氏名等の特定の個人を識別できる部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときには、部分公開とする旨を定めているが、この解釈として、反省文等個人の人格と密接に関係する情報は、個人を識別させる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとされている。よって、個人の反省や心情等が記載されている顛末書等は、個人を識別できる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

新規採用教員評価については、加害教員の新規採用教員としての勤務状況に対する校長及び教頭の評価内容が記載されているものであり、公務員としての身分取扱いに関する個人情報そのものといえる情報であるから、同号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、当該部分（㉖～㉘）を非公開としたことは、結論において妥当である。

#### ４ 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### ５ 結論

以上のことから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

平成29年（2017年）	12月7日	諮問
	12月11日	審議
平成30年（2018年）	1月15日	理由説明書受領
	2月5日	意見書受領
	2月7日	審議
	3月23日	審議
	5月16日	審議
	6月19日	審議
	8月1日	審議
	10月9日	審議
	11月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
	12月19日	審議
平成31年（2019年）	2月8日	審議
	3月18日	審議
令和元年（2019年）	6月17日	審議
	7月31日	審議
	9月18日	審議
	12月24日	審議終結

(別表1)

	事案	公文書の名称	非公開とした部分	非公開理由
1	平成24年6月19日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報 告書	①加害教員の生年月日、②加害教 員の本籍地、⑬加害教員の氏名、 ⑭加害教員の職員番号、⑮学校 名、⑯学校の所属コード、⑰校 長の氏名、⑱校長の印影、⑲市町村 名、⑳市町村教育委員会の印影の 一部	第7条第2号
		事由書	⑬加害教員の氏名、⑮学校名、⑲ 市町村名、㉑市町村教育委員会の 印影の一部	第7条第2号
		上申書	⑬加害教員の氏名、⑮学校名、⑰ 校長の氏名、⑱校長の印影、⑲市 町村名	第7条第2号
		顛末書	㉕顛末書の記載内容	第7条第6号
		「顛末書確認の会」の記 録	⑬加害教員の氏名、⑮学校名、⑰ 校長の氏名、⑲市町村名、㉗「顛 末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	⑳個人のメールアドレス、⑬加害 教員の氏名、⑮学校名、㉒学校の 電話番号、㉓学校のFAX番号、 ㉔加害教員以外の教員氏名、⑰校 長の氏名、㉖学年学級、⑲市町村 名	第7条第2号
2	平成24年7月10日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報 告書	①加害教員の生年月日、⑬加害教 員の氏名、⑭加害教員の職員番 号、⑮学校名、⑯学校の所属コー ド、⑰校長の氏名、⑱校長の印 影、⑲市町村名、㉑市町村教育委 員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑬加害教員の氏名、⑮学校名、⑲ 被害児童生徒の学年学級、⑲市町 村名、㉑市町村教育委員会の印影 の一部	第7条第2号
		上申書	⑲被害児童生徒の学年学級、⑬加 害教員の氏名、⑮学校名、㉔加害 教員以外の教員氏名、⑰校長の氏 名、⑱校長の印影、⑲市町村名、 ㉖大会名、㉗児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉕顛末書の記載内容	第7条第6号

		「顛末書確認の会」の記録	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑳校長の氏名、㉑市町村名、㉒市町村の教育委員会職員の氏名、㉓「顛末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	⑨被害児童生徒の年齢、⑩被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉔加害教員の前任校、㉕加害教員以外の教員氏名、⑳校長の氏名、㉖他の学校名、㉗地域名、㉘市町村名、㉙大会名、㉚市町村の教育委員会職員の氏名、㉛他校の校長氏名、㉜児童生徒の氏名	第7条第2号
3	平成24年7月19日 報告案件（小学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報告書	①加害教員の生年月日、②加害教員の本籍地、⑯加害教員の氏名、⑰加害教員の職員番号、⑰学校名、㉑学校の所属コード、⑳校長の氏名、㉒校長の印影、㉘市町村名、㉙市町村教育委員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑳校長の氏名、㉑校長の印影、㉒学年学級、㉘市町村名、㉙市町村教育委員会の印影の一部	第7条第2号
		上申書	⑩被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑳校長の氏名、㉑校長の印影、㉘市町村名、㉙児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉓顛末書の記載内容	第7条第6号
		「顛末書確認の会」の記録	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑳校長の氏名、㉑市町村名、㉒市町村の教育委員会職員の氏名、㉓「顛末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	⑨被害児童生徒の年齢、⑩被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉖学校のFAX番号、㉕加害教員以外の教員氏名、⑳校長の氏名、㉒学年学級、㉘市町村名、㉙児童生徒の氏名	第7条第2号

4	平成24年10月3日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報 告書	①加害教員の生年月日、⑩加害教 員の氏名、⑪加害教員の職員番 号、⑫学校名、⑬学校の所属コー ド、⑭校長の氏名、⑮校長の印 影、⑯市町村名、⑰市町村教育委 員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑩加害教員の氏名、⑫学校名、⑭ 加害教員の部活動に係る役職、⑯ 市町村名、⑰市町村教育委員会の 印影の一部、⑱大会名	第7条第2号
		上申書	①被害児童生徒の傷害の程度、② 被害児童生徒の学年学級、⑩加害 教員の氏名、⑫学校名、⑬文化祭 の名称、⑭校長の氏名、⑮校長の 印影、⑯加害教員の部活動に係る 役職、⑰学年学級、⑱市町村名、 ⑲大会名	第7条第2号
		顛末書	⑳顛末書の記載内容	第7条第6号
		「顛末書確認の会」の記 録	⑩加害教員の氏名、⑫学校名、⑭ 校長の氏名、⑮県の現地機関の名 称、⑯市町村名、⑰市町村の教育 委員会職員の氏名、⑱「顛末書確 認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	②加害教員の出身地、③被害児童 生徒の年齢、④被害児童生徒の学 年学級、⑤被害児童生徒のイニシ ヤル、⑩加害教員の氏名、⑫学校 名、⑬学校の印影、⑭加害教員以 外の教員氏名、⑮校長の氏名、⑯ 加害教員の部活動に係る役職、⑰ 県の現地機関の名称、⑱市町村 名、⑲市町村教育委員会の文書番 号、⑳市町村教育委員会の印影の 一部、㉑大会名、㉒市町村の教育 委員会職員の氏名、㉓児童生徒の 氏名	第7条第2号

5	平成24年10月2日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報 告書	①加害教員の生年月日、⑩加害教 員の氏名、⑮加害教員の職員番 号、⑱学校名、㉑学校の所属コー ド、⑳校長の氏名、㉒校長の印 影、㉓市町村名、㉔市町村教育委 員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉔ 学年学級、㉓市町村名	第7条第2号
		上申書	⑨被害児童生徒の年齢、⑫被害児 童生徒の学年学級、⑩加害教員の 氏名、⑱学校名、㉒加害教員以外 の教員氏名、⑳校長の氏名、㉒校 長の印影、㉔学年学級、㉓市町村 名、㉕児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉖顛末書の記載内容	第7条第6号
		「顛末書確認の会」の記 録	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉒ 校長の氏名、㉓市町村名、㉔市町 村の教育委員会職員の氏名、㉕ 「顛末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	⑨被害児童生徒の年齢、⑫被害児 童生徒の学年学級、⑩加害教員の 氏名、⑱学校名、㉒加害教員以外 の教員氏名、⑳校長の氏名、㉔学 年学級、㉓市町村名、㉕児童生徒 の氏名	第7条第2号
6	平成24年10月2日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報 告書	①加害教員の生年月日、⑩加害教 員の氏名、⑮加害教員の職員番 号、⑱学校名、㉑学校の所属コー ド、⑳校長の氏名、㉒校長の印 影、㉓市町村名、㉔市町村教育委 員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉒ 校長の氏名、㉓地名、㉓市町村 名、㉔市町村教育委員会の印影の 一部	第7条第2号
		上申書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉒ 校長の氏名、㉒校長の印影、㉓地 域名及び地名、㉓市町村名	第7条第2号
		顛末書	㉖顛末書の記載内容	第7条第6号

		「顛末書確認の会」の記録	③加害教員の私的活動に関する情報、⑩加害教員の氏名、⑪学校名、⑫加害教員以外の教員氏名、⑬校長の氏名、⑭学年学級、⑮市町村名、⑯大会名、⑰市町村の教育委員会職員の氏名、⑱「顛末書確認の会」の聴取内容、⑲児童生徒の氏名	第7条第2号 第7条第6号
		事故速報カード	⑫被害児童生徒の学年学級、⑭生徒の発言内容、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑲学校の所在地、⑳学校のFAX番号、㉑加害教員以外の教員氏名、㉒校長の氏名、㉓部活動の部員数、㉔学年学級、㉕他の学校名、㉖施設名、㉗市町村名、㉘大会名、市町村の教育委員会の職員の氏名、㉙他校の校長氏名、㉚児童生徒の氏名、㉛保護者の氏名	第7条第2号
7	平成25年2月8日 報告案件（中学校）	長野県義務教育諸学校等 学校職員任用内申書・報告書	①加害教員の生年月日、⑩加害教員の氏名、⑱加害教員の職員番号、⑲学校名、㉑学校の所属コード、⑳校長の氏名、㉒校長の印影、㉓市町村名、㉔市町村教育委員会の印影の一部	第7条第2号
		事由書	⑩加害教員の氏名、⑪学校名、⑮市町村名、㉑市町村教育委員会の印影の一部、㉒市町村の教育委員会職員の氏名	第7条第2号
		上申書	⑫被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑳校長の氏名、㉑校長の印影、㉒学年学級、㉓他の学校名、㉔市町村名、㉕大会名、㉖児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	⑳顛末書の記載内容	第7条第6号
		「顛末書確認の会」の記録	⑩加害教員の氏名、⑪学校名、⑬校長の氏名、⑮市町村名、⑰市町村の教育委員会職員の氏名、⑱「顛末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号

		事故速報カード	⑧被害児童生徒の生年月日、⑨被害児童生徒の年齢、⑫被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑲学校名、⑳加害教員以外の教員氏名、㉑校長の氏名、㉒学年学級、㉓他の学校名、㉔市町村名、㉕大会名、㉖児童生徒の氏名	第7条第2号
8	平成24年6月25日 報告案件（高校）	学校事故報告書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑学校の印影、㉒校長の氏名、㉓児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉔顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑校長の氏名、㉒校長の印影	第7条第2号
		研修等について	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑校長の氏名	第7条第2号
9	平成24年6月28日 報告案件（高校）	学校事故報告書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑学校の印影、㉒文化祭の名称、㉓加害教員以外の教員氏名、㉔校長の氏名、㉕P T A地区支部名、㉖大会名、㉗県の教育委員会職員の氏名、㉘児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉔顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑校長の氏名、㉒校長の印影	第7条第2号
		教諭に対する事情聴取書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑校長の氏名、㉒事情聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		研修等について	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑校長の氏名	第7条第2号
		校長に対する事情聴取書	⑲学校名、㉑校長の氏名、㉒事情聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
		新規採用教員の勤務状況等調査報告書	⑯加害教員の氏名、⑲学校名、㉑学校番号、㉓加害教員以外の教員氏名、㉔校長の氏名、㉕校長及び教頭の印影、㉖新規採用教員評価	第7条第2号 第7条第6号

10	平成24年7月17日 報告案件（高校）	学校事故報告書	⑦外部指導者の氏名、⑩加害教員の氏名、⑱学校名、⑳学校の印影、㉔学校の文書番号、㉕校長の氏名、㉖児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	④⑤顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉕校長の氏名、㉖校長の印影	第7条第2号
		研修等について	⑩加害教員の氏名、⑱学校名	第7条第2号
11	平成24年8月27日 報告案件（高校）	学校事故報告書	④加害教員の受診医療機関名、⑤加害教員の病状、⑥医師の氏名、⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉕校長の氏名、㉖校長の印影	第7条第2号
		顛末書及び別紙	④⑤顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	④加害教員の受診医療機関名、⑤加害教員の病状、⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉕校長の氏名	第7条第2号
		非違行為防止に係る対応	⑩加害教員の氏名、⑱学校名	第7条第2号
		教諭に対する事情聴取書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉕校長の氏名、㉖事情聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
12	平成24年10月19日 報告案件（高校）	学校事故報告書	⑫被害児童生徒の学年学級、⑩加害教員の氏名、⑱学校名、⑳学校の印影、㉔加害教員の前任校、㉕加害教員以外の教員氏名、㉖校長の氏名、㉗加害教員の部活動に係る役職、㉘児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	④⑤顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	⑫被害児童生徒の学年学級、⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉔加害教員の前任校、㉕加害教員以外の教員氏名、㉖校長の氏名、㉗校長の印影、㉘加害教員の部活動に係る役職、㉘児童生徒の氏名	第7条第2号
		教諭に対する事情聴取書	⑩加害教員の氏名、⑱学校名、㉕校長の氏名、㉖事情聴取内容	第7条第2号 第7条第6号

13	平成25年2月15日 報告案件（高校）	学校事故報告書	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑱学校の印影、㉔学校の文書番号、㉕校長の氏名、㉖児童生徒の氏名、㉗保護者の氏名	第7条第2号
		顛末書	㉘顛末書の記載内容	第7条第6号
		意見書	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉕校長の氏名、㉖校長の印影、㉖児童生徒の氏名	第7条第2号
		研修等について	⑯加害教員の氏名、⑰学校名	第7条第2号
		復帰プログラムに関する指導経緯についての報告	㉙外部指導者の氏名、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉕校長の氏名	第7条第2号
		教諭に対する事情聴取書	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉕校長の氏名、㉚事情聴取内容	第7条第2号 第7条第6号
14	平成25年6月28日 報告案件 （特別支援）	学校事故報告書	⑨被害児童生徒の年齢、⑩被害児童生徒の性別、⑫被害児童生徒の学年学級、⑯加害教員の氏名、⑰学校名、⑱学校の印影、㉕校長の氏名、㉖児童生徒の氏名	第7条第2号
		顛末書	⑯加害教員の氏名、⑰加害教員の印影、⑰学校名、㉘顛末書の記載内容	第7条第6号
		上申書	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉕校長の氏名、㉖校長の印影	第7条第2号
		「顛末書確認の会」の記録	⑯加害教員の氏名、⑰学校名、㉕校長の氏名、㉛「顛末書確認の会」の聴取内容	第7条第2号 第7条第6号

(別表2)

公開すべき部分		
㉔加害教員の部活動に係る役職	㉔部活動の部員数	㉔学年学級
㉔他の学校名	㉔P T Aの地区支部名	㉔地域名、地名及び施設名
㉔県の現地機関の名称	㉔市町村名	㉔市町村教育委員会の文書番号
㉔市町村教育委員会の印影の一部	㉔大会名	㉔県及び市町村の教育委員会職員の名
㉔他校の校長氏名		

\*別表1の「非公開とした部分」及び別表2の「公開すべき部分」の記載については、当審査会の判断に当たり、より適切な分類を行ったため、本件決定に係る通知書の別紙の「公開しない部分」の記載とは一致しない。